審第2069号-1 答申第605号 令和6年8月8日

千葉県病院局長 山 崎 晋一朗 様

千葉県情報公開審査会 委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について(答申)

平成29年10月6日付け精医セ第333号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第880号

平成29年9月6日付けで審査請求人から提起された、平成29年7月21日付け精医セ 第224号で行った行政文書開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長(以下「実施機関」という。)は、「第1回意見交換会の会議録」について開示決定等をすべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年5月22日付けで千葉県情報公開条例(平成12年千葉 県条例第65号。以下「条例」という。)第5条の規定により、実施機関に対して、行 政文書の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「千葉県救急医療センターと千葉県精神科医療センターと千葉県精神保健福祉センターが統合・移転・再整備・修築・増改築・一体的整備等することに関する情報一切。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、知事部局や議会や国や県や市等からの文書、知事部局や議会や国や県や市等宛ての文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、用地取得に関する文書、建設方法、視察見学、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他でのメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケー

トの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。

少なくとも、経営管理課、千葉県精神科医療センター、千葉県救急医療センターは 担当課にお含めください。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその 通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報 は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかな る決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分 類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含 めます。また、事案の移送もお願いいたします。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として「救急医療センター及び精神科医療センターの一体的整備に係る意見交換会(第2回)の開催について」(以下「本件対象文書」という。)を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、平成29年7月21日付け精医セ第224号で行政文書開示決定(以下「本件決定」という。)を行った。

5 審查請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成29年9月6日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の 不存在と判断することが違法である。

開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が原処分で特定されたもので尽くされるとは、到底、考えられない。

3 反論書の要旨

(1) 文書の特定

- ア 開示文書には第2回と記載されているため、同様の文書につき第1回や第3回 以降の回の分が存在すると考えるのが、自然かつ合理的である。
- イ 一体的整備事業は、大事業であるから、本件で特定された文書で特定し尽くされているとは、到底考えられない。
- ウ 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一 度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていな い。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

エ したがって、文書の特定について不備があり、改めて文書を特定すべきである。

(2) 抗議

弁明書は、何ら中身のないものであり、あるはずの文書がないことにされた経緯が一切明らかになっておらず、説明責任を全うしているとは到底言えないものである。担当課は、詳細な弁明を作成して提出すべきである。審査請求人は、その弁明に反論する用意がある。

第4 実施機関の弁明要旨

- 1 対象行政文書の特定及び内容について
- (1) 対象行政文書の特定について 本件請求を受け、本件対象文書を特定し、本件決定を行った。
- (2) 対象行政文書の内容

本件対象文書は、精神科医療センター病院長から、救急医療センター病院長及び 精神保健福祉センター長に対し、救急医療センター、精神科医療センター及び精神 保健福祉センターの一体的整備に係る意見交換会の開催を通知した文書である。

2 弁明の理由

審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用

除外か解釈上の不存在と判断することが違法である旨及び、開示請求の内容及び請求 対象たる事案の性質からして、本件対象文書が原処分で特定されたもので尽くされる とは、到底、考えられない旨主張する。

しかしながら、精神科医療センターには特定した文書以外には対象行政文書が存在 しなかったため、本件決定を行ったものである。

第5 条例第23条第4項の規定による調査

- 1 審査会による調査
- (1) 実施機関に対する調査

当審査会は、令和5年7月3日付けで、実施機関に対し、条例第23条第4項の 規定による調査(以下「本件調査」という。)を行った。

(2) 本件調査の内容

- ア 本件請求に係る行政文書として本件対象文書を特定しているが、第2回以外の 回の「救急医療センター及び精神科医療センターの一体的整備に係る意見交換会」 の開催を通知した行政文書を保有しているか。保有していない場合には、保有し ていない理由について説明を求める。
- イ 「救急医療センター及び精神科医療センターの一体的整備に係る意見交換会」 の開催を通知した行政文書の他に、当該意見交換会に関する行政文書を保有して いるか。保有していない場合には、保有していない理由について説明を求める。
- ウ 本件請求に係る行政文書を再度探索した結果、本件対象文書の他に保有しているか。

2 本件調査に係る回答

(1) 実施機関からの回答

令和5年7月25日に、実施機関から本件調査に対する回答が提出された。

- (2)回答内容
 - ア 再度探索したが、保有していない。

第1回の意見交換会については、救急医療センター・精神科医療センターの2 所属による会議であり、病院局内部のものであったため、開催通知を作成しなかったものと思われる。

第3回の意見交換会については、両センターの一体的整備に係る基本計画の策

定業務の受託業者である、株式会社〇〇〇〇の主導により開催されており、各実施機関及び〇〇〇のいずれも、文書による開催通知を作成しなかったものと思われる。

イ 再度探索したところ、第1回意見交換会の会議録が発見された。そのほかには 保有していない。

ウ 再度探索したが、保有していない。

第6 審査請求人からの意見書の提出

1 意見書の提出

令和5年10月2日に、審査請求人から当審査会あてに意見書が提出された。

2 意見書の内容

令和5年7月24日付け精医セ第129号の意見書について反論書を茲に提出する。

(1) 開催通知

第1回意見交換会の開催通知については、病院局内部のものであるとしても、離れた場所にある別の病院であって、何らの連絡もなしに開催することができるとは考えられない。

第2回意見交換会の開催通知については、第1回意見交換会の開催通知が病院局内部のものであったとして開催通知を作成していないとしているにもかかわらず、受託業者にあたる株式会社〇〇〇〇という病院局外部のものの主導により開催されているとしているのに各実施機関も〇〇〇〇もともに開催通知を作成していないというのは、矛盾である。どこが主導したかにかかわらず、本件開示請求の対象文書は、取得または作成されることが自然であり、たとえ株式会社〇〇〇〇が開催を主導したとしても、開催通知は同社が作成して各実施機関が取得していることも十分に考えられるし、実施機関が作成したということも十分に考えられる。

(2) 会議録

審査請求人が開示請求を重ねてきた経験上、行政によって行政文書が会議録と して保存される場合には、会議の発言内容を録取した音声データを反訳したものの みを指している場合、上記音声データとその反訳との両方を指している場合とがあ るから、第1回意見交換会の会議録とされる行政文書が如何なるものであるかは曖 味である。 仮に反訳したもののみを指している場合は、反訳したものが存在する以上、反訳 の元となった音声データをも特定すべきである。

また、会議録を業者に依頼して反訳したのであれば、その依頼等に係る文書、職員が反訳したのであれば、反訳した職員の氏名や所属等が分かる文書も特定の上で開示すべきである。

(3) その他

意見交換会が何回まであったのかが不明であるところ、言及のある回よりもあ との回の意見交換会に係る文書も開示すべきである。

意見交換会において使用された資料、出席者等が分かる文書の他、開催通知以外にも、電子メールや手紙やFAX等での遣り取りについても特定の上で開示すべきである。

株式会社〇〇〇〇が第3回の意見交換会の開催を主導したとすることに係る文書の他、本件事業に係る株式会社〇〇〇〇に係る文書も特定すべきである。

(4) 本件開示請求の対象に係る一体的整備事業の性質

本件に係る一体的整備の事業は大事業であり、開催通知や会議録その他の行政文書が取得・作成されていないとか、取得・作成されたが廃棄されたないし所在不明の状態にされたというのは、特定された文書の種類や枚数と相俟って、公文書の管理として極めて問題があると言わざるを得ない。

第7 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書

本件対象文書は、前記第2 3のとおりであり、その内容は、前記第4 1 (2) のとおりである。

2 本件請求の対象となる行政文書の特定

審査請求人は、本件決定の取消しを求めており、本件請求に係る行政文書の特定漏れを主張していることから、次のとおり検討する。

(1) 審査請求人は、反論書において前記第3 3 (1) のとおり、意見書において前 記第6 2のとおり主張している。 当審査会が、実施機関に、第2回以外の回の「救急医療センター及び精神科医療センターの一体的整備に係る意見交換会」の開催を通知した行政文書の保有について、本件調査により再度探索を求めたところ、保有していないとのことであった。また、その理由について、本件調査により説明を求めたところ、第1回の当該意見交換会は、実施機関内部で行われたものであったため開催通知を作成しておらず、第3回の当該意見交換会は、業務委託した法人の主導により開催されたため文書による開催通知を作成しなかったものと思われるとのことであった。

そうすると、審査請求人が「開示文書には第2回と記載されているため、同様の 文書につき第1回や第3回以降の回の分が存在する」と主張する行政文書について、 当該行政文書を保有していないとの実施機関の説明を覆すに足りる事情は認められ ない。

(2) また、当該意見交換会に関し、開催を通知した行政文書以外の文書を保有している可能性も考えられる。

そこで、当審査会が、実施機関に、本件調査により再度探索を求めたところ、前 記第5 2(2)イのとおり、「第1回意見交換会の会議録」を保有しているとのこ とであった。

当該文書は、第1回の意見交換会の内容を記録した会議録である。

そうすると、当該文書は、「千葉県救急医療センターと千葉県精神科医療センターと千葉県精神保健福祉センターが」「一体的整備すること」に関する行政文書であり、本件請求に係る行政文書と認められることから、実施機関は、当該文書について、開示決定等をすべきである。

(3) さらに、当審査会が、実施機関に、上記(1)及び(2)以外の本件請求に係る行政文書の保有について、本件調査により再度探索を求めたところ、保有していないとのことであった。

これらの探索結果を踏まえると、本件対象文書及び「第1回意見交換会の会議録」 の外に、本件請求に係る行政文書を保有していないとの実施機関の説明を覆すに足 りる事情は認められず、これを是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

実施機関は、「第1回意見交換会の会議録」について開示決定等をすべきである。

5 附言

実施機関の弁明及び当審査会の調査によれば、本件請求に関連するものとして、病院長等複数の機関の代表者が参加した会議が少なくとも3回行われたことが認められる。しかしながら、実施機関がこれらの会議に関連して作成及び取得した行政文書は、上述したとおり1回目の会議録及び2回目の開催通知のみであり、処理過程を明らかにするという事務処理の原則から見て、その状況は必ずしも適正とは言い難いものである。

今後、このような会議については、実施機関内部における情報共有の状況も含め、 意思決定に至る過程を合理的に検証できるよう、記録としての文書の作成について、 十分留意するよう求める。

第8 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	三 月	月		処 理 内 容
平成 2	9年1	. 0月 6	\exists	諮問書の受付
平成 2	9年1	1月21	\exists	反論書の写しの受付
令和	5年	5月29]	審議
令和	5年	6月29	Ш	審議
令和 5年	7月 3日	┐	条例第23条第4項の規定による調査及び同条第7項	
774 34 7		7万 5	Д ЗЦ	の規定による意見の聴取の実施
令和	5年	7月25	\exists	上記調査に係る実施機関の回答の受付
令和	5年	7月31	Ш	審議
令和	5年	8月 1	Ш	上記調査の結果を審査請求人へ送付
令和 5年	9月29	ΩН	審議	
	<i>ЭЛ</i>	7	条例第23条第4項の規定による調査結果の報告	

令和	5年10月 2	日	審査請求人から提出された意見書を受付
令和	5年10月 5	日	上記意見書を実施機関へ送付
令和	5年10月30	日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏	名	職業等	備考
大久保	佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保	隼 哉	弁護士	
中岡	靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)